厚生だより

2021

編集・発行/(一財)広島市職員互助会・広島市職員共済組合 広島市企画総務局人事部福利課

令和3年(2021年)8月1日号

8



えらべる倶楽部からのお知らせ

- P1 今年度も実施! 「広島市オリジナルキャンペーン」
- P3 会員専用サイト新規ログインキャンペーン
- P3 健康増進・リフレッシュ補助券「人間ドック実施医療機関」でも利用できます!

お知らせします

- (P5)職員食堂等の盆時期営業について
- (P5)ハーモニーランド夏の特別優待のお知らせ
- (P8)財産形成貯蓄の申込受付
- P11 育児休業期間を変更された広島市職員共済 組合員の方へお願い
- (P12)原爆死没公務員追悼式参列の自粛について
- P12 令和3年度広島市職員総合体育祭及び 広島市職員総合文化祭の中止について
- P12 令和3年9月1日から「互助会給付金等支給通知書」の送付を廃止します
- (P12)職員共済組合 新監事が決まりました

募集します

- (P4)広響定期演奏会入場券希望者募集予定
- (P10)公務員賠償責任保険募集のお知らせ

健康・相談

- (P5)献血事業【夏期】の実施
- (P6)職員定期健康診断個人票の提出をお願いします
- (P6) 定期健康診断の再検査を受けましょう
- P7 標準報酬月額の定時決定時における年間報酬の平均による保険者算定(年間算定)の実施について
- P11 ニコニコ (2525) 過ごそう! 毎月25日はメンタルヘルス推進日^^
- P11 公費負担医療費受給者証の写しを提出してください!
- (P14) 笑顔でヘルシーダイヤル等

えらべる倶楽部

今年度も実施!「広島市オリジナルキャンペーン」

えらべる倶楽部では、昨年度に引き続き、「広島市オリジナルキャンペーン」を実施します。 会員の皆さん、どうぞご利用ください。

全会員対象 全国共通お食事券(ジェフグルメ)補助!!

2 35,000 店舗で使える

テイクアウトにも 使えます

全国共通お食事券

ジェフグルメカード



オリジナルキャンペーン補助内容

一般価格500円/枚が会員特典価格で485円/枚 さらに、下記の補助金を差し引いてご利用いただくことができます。

補助

全国共通お食事券 ジェフグルメカード補助

135 円補助 /枚

⇒1枚500円が350円で購入可能!!30%OFF!!

ご利用条件

年度内 60枚まで

購入後の有効期限 はありません

- ・年度内とは、令和3年8月1日~令和4年3月31日までです。
- ・61枚目からは会員特典価格でご購入いただけます。
- ・今回の補助を利用したご購入の場合は送料無料です。(通常特典利用の場合は別途、配送料必要)
- ・入金確認後、JTBベネフィットサービスセンターよりチケットを発送いたします。
- ・チケット到着まで約1週間かかりますので、あらかじめご了承ください。
- ・お申込み後の変更・取消しはできません。 ・価格はすべて税込みとなります。

ご利用可能店舗 (一例)

- ・ガスト・ジョイフル・ココス・ロイヤルホスト・焼肉きんぐ・いきなりステーキ・さかな市場・日本海庄や・濵かつ
- ・八雲・魚民・しゃぶ葉・笑笑・カレーハウスCoCo壱番屋・モスバーガー・一風堂・徳川・ケンタッキーフライドチキン
- ・ジョリーパスタ・サーティワンアイスクリーム・リンガーハット・吉野家・山内農場・かに道楽・大戸屋ごはん処
- ・小僧寿し・ビッグエコー・そごう広島店レストラン街・ピザハット(一部を除く)など……

お申込方法(会員専用サイトのみ)



パソコンの場合はTOPページ上段で、 スマートフォンの場合は下部「検索」で、 「ジェフグルメカード」または 「50508001」で検索。



ジェフグルメカードの「申請」をタップ。 ご利用方法を確認のうえ、お申込みください。

パソコン画面



スマートフォン画面



会員専用サイトへのログインについて



会員専用サイトへのログイン方法については、利用ガイド5ページを参照していただき、手続をお願いします。

ログインには会員番号、パスワードが必要です。

初めてログインされる方は、ログインに必要な仮パスワード をご確認ください。(利用ガイド4ページを参照ください。)



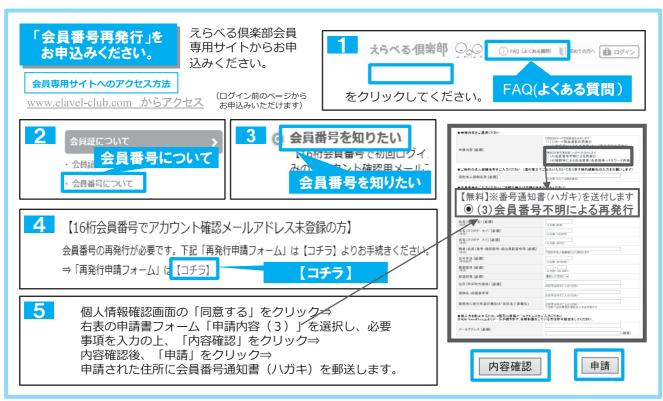
えらべる倶楽部のログインに関するお問い合わせ

JTBベネフィットサービスセンター: 03-5646-5540 受付時間:平日10時~21時 土日10時~17時(年末年始、祝日は除く)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため平日営業時間を18時までとさせていただいています。(7月1日時点)

会員番号(16桁)とパスワードの両方をお忘れの方へのご案内

※会員番号は「健康増進・リフレッシュ補助券」や「映画館入場補助券」でもご確認いただけます。



会員番号通知書のお届けは10日程度かかります。

会員番号通知書には「会員番号」「パスワード」が記載されています。

※会員証の再発行でも会員番号をご確認いただけます。(申請フォーム「申請内容(1)」から申請ください。

カード型会員証の再発行には1,100円必要です。)

※申請内容に不備がある場合は、お届け日が遅くなりますので、不備のないよう申請ください。

※2021年7月1日現在の情報です。不測の事態により、会員証お届けに時間がかかる場合もありますので早めに申請ください。

パスワードをお忘れの方へのご案内

パスワードは会員証をお配りした際の台紙に「仮パスワード」が記載されています。

パスワードが不明の場合は、会員様本人からJTBベネフィットサービスセンター・パスワード問合せ専用ダイヤルにお尋ねください。

TEL: 03-5646-5545

会員専用サイト新規ログインキャンペーン

広島市オリジナルキャンペーン「全国共通お食事券(ジェフグルメ)補助」のスタートに合わせ、 初めて会員専用サイトにログインしていただいた会員様を対象としたプレゼントキャンペーンを実 施します。

まだログインしたことのない会員の皆様、ぜひこの機会にパスワードを登録してえらべる倶楽部を 活用してみませんか!

対象期間

令和3年8月1日~9月30日



プレゼント 商 品

商品券5,000円分を30名様にプレゼントII

プレゼントは抽選になります。当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。あらかじめ ご了承ください。

応募方法

パソコン、スマートフォンから、会員専用サイトにログインしていただくだけ で応募は完了します。まだ会員専用サイトにログインしたことのない会員様は ぜひこの機会をお見逃しなく!!

健康増進・リフレッシュ補助券 「人間ドック実施医療機関」でも利用できます!

令和3年度から、「健康増進・リフレッシュ補助券」の利用対象施設に、人間ドック実施医療機関の「中電病院」と「広島中央健診所」を追加しました。これにより次の21施設でご利用いただけます。

| 種別 | 施設名 | 所 在 地 | 利用ルール |
|-----|-----------------------------------|-------------------------------|--|
| | 中電病院 | 中区大手町3-4-27 | |
| | 広島中央健診所 | 中区八丁堀10-10 | 大らべる個薬師 # TREAS 健業構造・リフレッシュ補助券 *** 9 0 |
| | 広島原爆障害対策協議会 健康管理・増進センター | 中区千田町3-8-6 | 500m 585% - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - |
| | 広島生活習慣病・がん健診センター | 中区幟町13-4 広島マツダビル4・5階 | |
| | グランドタワーメディカルコート ライフケアクリニック | 中区上八丁堀4-1 アーバンビューグランドタワー4階 | ①年度内一度の受診に限り2枚まで利用可 |
| | 東部健診センター | 安芸区船越南3-24-27 | (節目健診などで自己負担がない場合は利用不可) |
| | マツダ病院 | 安芸郡府中町青崎南2-15 | |
| | 総合健診センター (公益財団法人広島県地域保健医療推進機構) | 南区皆実町1-6-29 | ②本人利用に限ります。 (被扶養者などは利用不可) |
| 人間 | 広島市立安佐市民病院 | 安佐北区可部南2-1-1 | ③事業主、職員共済組合又は公 |
| ドック | 健康俱楽部 | 中区大手町3-7-5 | ③事業主、職員共済組合又は公 立学校共済組合が実施する |
| | 広島県環境保健協会 | 中区広瀬北町9-1 | 「人間ドック」に限ります。 |
| | アルパーク検診クリニック | 西区草津新町2-26-1 | (「脳ドック」や「婦人科検診」、 「オプション検査」などは利 |
| | 長崎病院ヘルスケアセンター | 西区横川新町3-11 | 「オプジョン快食」などは利 用不可) |
| | 西広島リハビリテーション病院 | 佐伯区三宅6-265 | |
| | 広島逓信病院 | 中区東白島町19-16 | ④補助券の利用(支払い)は、人間ドック受診当日に限りま |
| | 広島赤十字・原爆病院 | 中区千田町1-9-6 | 人間トツク受診ヨロに限めま す。 |
| | 市立三次中央病院 | 三次市東酒屋町10531 | |
| | 日本鋼管福山病院 | 福山市大門町津之下1844 | |
| | 東広島記念病院 | 東広島市西条町吉行2214 | |
| | 広島生活習慣病・がん健診センター 大野 | 廿日市市大野早時3406-5 | |
| | 村上記念病院 | 尾道市新浜1-14-26 | |

広島交響楽団定期演奏会入場券希望者募集

入場券の郵送始めました

互助会

☎/081-2356 ☎504-2063 FAX245-8337

募集内容

第414回広島交響楽団定期演奏会

【日 時】9月11日(土) 15:00開演

【会 場】広島文化学園HBGホール(広島市文化交流会館)

【募集人数】28人

【負担金】S席 2,700円 A席 2,400円 B席 2,200円

※当選者には8月17日頃に通知書を発送します。当選通知書を互助会窓口で、入場券と引き換える時に負担金をお支払い下さい。郵送を希望する場合は、互助会口座に負担金を振込んでください。確認後入場券を所属へ郵送します。 (振込手数料は本人負担となります。)詳しくは、当選通知書をご確認ください。

申込期限後のキャンセル、変更等はできません。

注)新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、開催日の延期や中止、出演者や曲目の変更という可能性もありますので、予めご了承ください。

【指 揮】鈴木 秀美

【ナチュラル・ホルン】ハビエル・ボネ

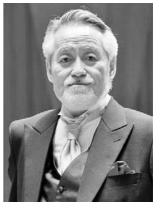
【曲 目】C. P. E. バッハ:弦楽のための交響曲ハ長調Wq. 182-3

モーツァルト:ホルン協奏曲第1番二長調K.412

ウェーバー:ホルンと管弦楽のための小協奏曲ホ短調作品45

メンデルスゾーン:交響曲第4番イ長調作品90「イタリア」

近年、指揮者として頭角を現し旋風を巻き起こしているチェロ奏者の鈴木秀美が、広響デビューでバロック、古典、ロマン派の美味しいところを聴かせる憎い演出。2019年の共演で秀演を響かせたハビエル・ボネが、最も得意とするナチュラル・ホルンでその技巧の極みを披露する!



指揮:鈴木 秀美 ⓒK Miura

配付枚数

申込期限

1人2枚までとします。 8月 ※未就学児は入場できません。

8月10日火)17:00必着

申込方法

互助会ホームページ https://hgojokai.or.jp 内の専用サイト (申込受付:8月1日(日から)又は、申込書を互助会へ提出。(FAXでも受け付けます。)

専用サイトのパスワードは です。 FAXで申し込む場合は、申込書を切り取らずに送信 してください。

記入上の注意

互助会会員及びその家族(配偶者、子、父母、祖父母、孫、兄弟姉妹)の範囲内での応募にしてください。なお、配偶者の父母、子の配偶者、兄弟姉妹の配偶者等は対象外です。

①参加席は、希望するものを1つ〇で囲んでください。

②枚数と合計負担金額の記入をお願いします。

③参加者氏名の枠は、会員の場合は氏名と職員番号を記入し、ご家族 の場合は、氏名と続柄を記入してください。

※申込者が参加される場合は、<u>必ず再度記入</u>してください。

④記入もれ等がある場合は受付できません。

⑤広響定期演奏会への参加は年度内1回とします。

⑥郵送を希望する場合は「入場券の郵送を希望します」にチェックを 入れてください。

⑦申込期限(8月10日)後の受け取り方法の変更はできません。

第414回広響定期演奏会 入場券申込書(8月10日17:00必着)

| 職員番 | 号 | | | | |
|-----------|------|---------|------------|----|-------------------|
| 所 属 | 名 | | a) | |) |
| 氏 | 名 | | | | |
| 参 加 | 席 | S席 | A席 | В | 席 |
| 希望枚 | 数 | @ | 円× | 枚= | <u>円</u> 負担金額) |
| 参加者 氏名 | 氏名(力 | タカナで記入) | 職員: | 番号 | 続柄 |
| | | | | | |

i !-------

□ 入場券の郵送を希望します

職員食堂等の盆時期営業について

互 助 会

四例81-2358 **四**504-2063

| | <u></u> | \triangle | 10日 | 11日 | 12日 | 13日 | 14日 | 15日 | 16日 | 17日 |
|----|---------|-------------|------------|-----|-------------------|-----|-----|-----|---------------------------|---------|
| | 区 | 73 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 |
| 食堂 | 議会日 | レストラン | 平 常 どおり | | :30~13: 圣食のみ営業 | | 休日 | 休日 | 11:30~ 13:30 昼食のみ営業 | 平 常 どおり |

※ 本庁舎(11:30~13:30)及び区役所(12:00~13:30)については平常どおり営業

※ 16階喫茶については、当分の間休業

献血事業(夏期)の実施

福利課

☎ 例81-2373 ☎504-2062

∼大切な命は、あなたの献血から~ 血液はまだまだ不足しています

私たちの住んでいる社会には、病気やけがで輸血を必要とされている方がたくさんおられます。

現在の医療用血液は、献血により確保され、だれでもいつでも安心して輸血を受けられるようになっていますが、医療の高度化、交通事故の多発等により、まだまだ血液は不足しています。

福利課では、「医療に必要な全ての血液製剤を、 国民一人ひとりの善意に基づく献血によって確保 する。」という献血の趣旨に添い、特に血液が不足 する時期に献血事業を実施しますので、職員の皆 さんのご協力をお願いします。

令和3年度献血実施日程【夏期】

| 実 施 場 所 | | | 実 施 日 |
|---------|-----|---|-----------|
| * | 庁 | 4 | 8月16日 (月) |
| 4 |)] | 舎 | 8月17日(火) |
| 水 | 道 | 局 | 8月30日 (月) |

令和3年度献血実施日程(予定)【冬期】

| | 実 | 施場 | 所 | | 実 施 日 |
|----|-----|------------|------|----|------------|
| 本 | | 庁 | | 舎 | 1月5日(水) |
| 4 | |)] | | 古 | 1月6日(木) |
| 東 | 区 | 1 | 文 | 所 | 12月22日 (水) |
| 南 | 区 | 役 彦 | f (別 | 館) | 12月23日 (木) |
| 西 | 区 | 1 | 文 | 所 | 12月23日 (木) |
| 安 | 佐戸 | 有 区 | 役 | 所 | 12月22日 (水) |
| 安 | 佐 ‡ | 上 区 | 役 | 所 | 12月22日 (水) |
| 安 | 芸 | 区 | 役 | 所 | 12月20日 (月) |
| 佐 | 伯 | 区 | 役 | 所 | 12月27日 (月) |
| 水 | | 道 | | 局 | 1月7日(金) |
| 広 | 島下 | 卢 民 | 病 | 院 | 1月11日(火) |
| 安 | 佐 下 | 卢 民 | 病 | 院 | 1月20日(木) |
| 中 | 消 | ß | 方 | 署 | 11月22日 (月) |
| 東 | 消 | ß | 方 | 署 | 11月2日 (火) |
| 安芸 | 芸消防 | 署矢則 | 野出引 | 長所 | 12月20日 (月) |

ハーモニーランド 夏の特別優待のお知らせ

互助会

四例81-2354 **四**504-2063

ハーモニーランドから夏の特別優待の案内がありました。内容は次のとおりです。

| 券種 | 一般料金 | 特別優待料金 | |
|-----------------|--------------|-------------|--|
| パスポートチケット | 3, 000円 | 1, 200円 | |
| (入園料+アトラクション利用) | (4歳以上共通) | (5名まで) | |
| 有 効 期 間 | 2021年7月17日(土 | :)~8月31日(火) | |

- ※ 利用には、「互助会会員証等(職員であることを証明できるもの)」と「特別優待チラシ」の窓口提示が必要です。
- ※ 詳細は、「特別優待チラシ」をご覧ください。
- ※「特別優待チラシ」は、互助会にありますので、必要な方は連絡してください。

職員定期健康診断を人間ドックで代用される職員のみなさまへ **職員定期健康診断個人票の提出 をお願いします**

福利課

☎ № 81 - 2374 · 2375 **☎** 504 - 2062

職員定期健康診断については、労働安全衛生法第66条及び広島市職員安全衛生管理規則第15条において、職員(労働者)は、事業者が行う健康診断を受けなければならないとされています。

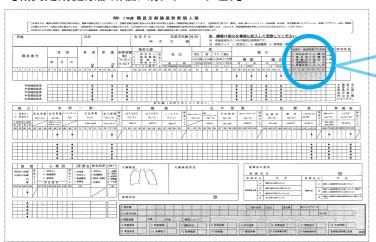
例年人間ドックを受診しているにもかかわらず、職員定期健康診断個人票を人間ドック受診機関に提出しなかったために、未受診者の扱いとなっている職員がいらっしゃいます。

人間ドックで代用される場合は、職員定期健康診断個人票の網掛け部分を事前に記入のうえ、

必ず職員定期健康診断個人票を人間ドック受診機関に提出してください。

(受診当日に個人票を忘れた場合は、速やかに人間ドック受診機関に提出してください。) なお、対象は市長事務部局、行政委員会、消防局、公益的法人に派遣されている職員の方です。

【職員定期健康診断個人票(ピンク色)】



治療中・経過観察中の疾病 がある人は、必ず該当する 番号を記入してください。

記入した項目と関連のある 検査項目値が再検査の場合 は再検査対象外となります。

定期健康診断の 再検査を受けましょう

福利課

☎ 例81-2374·2375 **☎504-2062**

福利課から定期健康診断再検査受診の通知があった方は、次の場所で再検査を実施します。

ご自身の健康管理のため、速やかに受診していただくようお願いします(受診の際には、必ず再検査個人票をご持参ください)。

なお、再検査以外の検査はできませんので、 お間違えのないよう、ご注意ください。

※健康に関する相談は、随時、福利課保健師(内線2374・ 2375)がお受けしますのでご利用ください。

【本庁舎】16階保健室 月曜日・水曜日・金曜日 9:00-11:30 13:30-15:00

※休診となる場合がありますので、指定日時で都合の悪い場合は事前に福利課にお問い合わせください。 (8月12日(木)~8月16日(月)は休診です。)

【巡回会場】(8月)

巡回会場で成人男性の風しん抗体検査が受検できます (クーポン券持参)

| 実施日 | 再検査場所・受付時間 | | | |
|-----|------------------|------------------|--|--|
| 27日 | 東区役所(5 階講堂) | 南環境事業所(2階医務室) | | |
| (金) | 8:45~10:15 | 11:30~13:00 | | |
| 4日 | 佐伯区役所(6階601会議室) | 南区役所(4階第3会議室) | | |
| (水) | 11:00~12:30 | 14:30~16:00 | | |
| 5日 | 安佐北環境事業所 (2階医務室) | 安佐北区役所(3階入札室) | | |
| (木) | 11:30~13:00 | 14:30~16:00 | | |
| 20日 | 安佐南環境事業所 (2階協議室) | 安佐南区役所 (3階第4会議室) | | |
| (金) | 11:30~13:00 | 14:30~16:00 | | |
| 3 目 | 下水道局管理部(地下大会議室) | 西環境事業所(1階医務室) | | |
| (火) | 8:45~10:15 | 11:30~13:00 | | |
| 19日 | 西区役所(4階研修室) | 中環境事業所 (2階医務室) | | |
| (木) | 8:45~10:15 | 11:30~13:00 | | |
| 24日 | 安芸区役所 (3階第1会議室) | 安芸環境事業所(2階医務室) | | |
| (火) | 8:45~10:15 | 11:30~13:00 | | |

- ・やむをえず指定場所での受診が困難な場合は、最寄りの医療機関での受診結果を再検査結果に用いることも可能です。(検査にかかる費用は自己負担となります。)
- ・医療機関で再検査を受診した場合、福利課から送付された個人票に結果を添付又は記入し、必ず福利課へご提出 ください。

標準報酬月額の定時決定時における年間報酬の平均による保険者算定(年間算定)の実施について

職員共済組合

☎ № 81 - 2361 · 2362 **☎** 504 - 2061

1. 年間平均による保険者算定(年間算定)について

標準報酬制においては、掛金・保険料や各種給付の算定基礎となる「標準報酬月額」を毎年4月から6月までの間に受けた報酬月額(基本給+諸手当)の平均額をもとに決定し、当年9月1日から翌年8月31日まで適用することとなっており、これを「定時決定」といいます。

しかし、この3か月だけで1年間の標準報酬月額を算定すると実情とかけ離れた等級で決定される場合があります。

このような場合には、次の3つの要件を満たす場合に限り、直近1年間(前年7月から当年6月) における報酬月額の平均額に基づいて標準報酬月額を決定することができます。

これを「年間報酬の平均による保険者算定(年間算定)」といいます。

《年間算定を実施することが認められる要件》

- ①「当年4月から6月までの平均で算定した標準報酬の月額」と「前年7月から当年6月までの1年間の報酬の平均により算定した標準報酬の月額」との間に2等級以上の差が生じていること
 - (例)毎年3月から5月までの期間が繁忙期にあたり、時間外勤務が多くなる職場で、翌月支給される時間外勤務手当が多額となり、4月から6月の報酬月額が他の月に比べ著しく高額となる場合など
- ②この2等級以上の差が業務の性質上、例年、発生することが見込まれること
- ③年間算定を行うことについて、組合員が同意していること

2. 年間算定実施希望の申立について

上記**《年間算定を実施することが認められる要件》**の①に掲げる2等級以上の差が生じ、年間算定の対象者に該当される可能性のある組合員がおられる所属あてに、職員共済組合より手続に必要な書類の様式を**8月中旬**を目途に送付いたしますので、年間算定の実施を希望される場合は、その際の案内に沿って手続きを行ってください。

※年間算定に係る案内及び手続きに必要な書類については、年間算定により標準報酬月額が下がる組合員のみに送付します。 なお、標準報酬月額が上がる場合につきましては、ご本人からの申し出により実施します。

《手続に必要な書類》

- ・様式1「年間報酬の平均で算定することの申立書(定時決定用)」(※所属長が記載)
- ・様式2 「定時決定における年間報酬の平均による保険者算定申立に係る報酬の比較及び組合員の同意書」
- ※様式 1 は、年間算定実施の要件である「2 等級以上の差が業務の性質上、例年、発生する状況」について、所属長から申し立てていただくものです。

3. 留意事項等

標準報酬月額が下がった場合、給与から控除される掛金・保険料は安くなりますが、標準報酬月額を基に算定される年金や各種給付の額も低くなりますので、標準報酬月額が下がることによるデメリットがないわけではありません。年間算定の実施を希望される場合には、このことに留意のうえ、手続きをしてください。

財産形成貯蓄の 『新規加入』・『積立額変更』

財産形成貯蓄について、『新規加入申込書』と、既加入者の積立額変更に係る『変更申込書』の受付をします。これらの手続きができるのは年1回です。この機会に是非ご利用ください。

福利課

四/₈81-2357 **四**/₅504-2060 FAX245-8337

市立病院機構経営管理課

在(直通)569-7816 FAX569-7826

申込書受付期間

新規加入・既加入者の積立額変更とも

令和3年9月1日(水)から 令和3年9月14日(火)【必着】まで

※期間中に、申込書を担当課へ提出してください。

【 積み立て開始時期 】

新規加入・既加入者の積立額変更とも **令和3年11月19日(金)支給分給与**から積立

『新規加入』・既加入者の『積立額変更』とも、下記の様式 に必要事項を記入のうえ、**8月16日(月)までに福利課**(注)**へ送** 付してください。(庁内メール便、FAX等)

請求された用紙は、8月末には請求者の手元に届くようにお送りします。(庁内メール便)

なお、下記の様式を福利課窓口^(注)へ持参し、用紙を受け取ることもできます。

★お送りする用紙の数量

請求された用紙は、種類毎に1人につき1部です。

★財形住宅新規加入で、財形年金既加入の方

非課税限度額の調整が必要です。財形住宅(新規)用紙 と財形年金(変更)用紙をご請求ください。

★財形年金新規加入で、財形住宅既加入の方

非課税限度額の調整が必要です。財形年金(新規)用紙と財形住宅(変更)用紙をご請求ください。

(注) 市立病院機構職員(市派遣職員を除く)の方は、『福利課』を『経営管理課』と読み替えてください。

-----キ リ ト リ------

↓ ↓ この内容が記載されたメールでの用紙請求も可。 ⊠福利課(fukuri@city.hiroshima.lg.jp) ⊠経営管理課(kihara-s@hcho.jp)

財産形成貯蓄用紙請求(新規・変更)

担当課あて

次の用紙を請求します。

※必要な用紙の種類に☑を記入してください。

| 財形住宅 | 財形年金 | 一般財形 |
|----------|---------|---------|
| □新規 □変更 | □新規 □変更 | □新規 □変更 |
| 請求者(送付先) | | |
| 所 属 | | |
| 職員番号 | | |
| 氏 名 | | |
| 連絡先春 | | |

※用紙請求は、8月16日(月)までに担当課へ。

※用紙は、請求者欄の所属・氏名宛に送ります。

市立病院機構職員(市派遣職員を除く)の財産形成貯蓄に 係る手続き等について

地方独立行政法人広島市立病院機構(以下「市立病院機構」という。)職員(市派遣職員を除く。)の財産形成貯蓄に関する手続きは、市立病院機構本部事務局経営管理課で行います。

お問合せ・用紙請求・書類提出とも経営管理課へお願い します。

広島市教育委員会の財産形成貯蓄に係る手続き等について

広島市立の小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校及び学校給食センターに勤務する教職員(技術指導員、技術員、業務員及び給食調理員等を除く。)の財産形成貯蓄に係る手続等については、別途お知らせします。

【教職員課】電話:082-504-2511

★メリット

- ●給与等からの天引きですので、金融機関に出向く等の手間 がかかりません。
- ●財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄は、元利合計550万円★までに 対し生じる利子は非課税です。
- ●財形年金貯蓄は、年金の支払終了まで利子非課税が継続します。

財産形成貯蓄の種類

財産形成貯蓄には次の3種類の貯蓄制度があります。各制度の概要は、次ページをご覧ください。

●財形住宅貯蓄

自己の名義かつ居住用の住宅取得等(一定の要件を満たす増改 築を含む)を目的とした貯蓄です。

住宅取得等の費用に充てることを条件に、元利合計550万円まで[★]利子非課税の優遇措置が付与されます。

なお、目的内の払い出し手続きに際しては、住宅取得等の目的 や内容を証明する書類が必要となります。

●財形年金貯蓄

年金形式で定期的に受け取る貯蓄です。

5年以上の積立を行い、60歳以降の日から5年以上20年以内の期間において定期的に受け取ります。

60歳以降に年金形式で受け取ることを条件に、元利合計550万円 まで★利子非課税の優遇措置が付与されます。この優遇措置は、 退職後も年金受け取り終了時点まで継続されます。

☆ 非課税限度額について

| 財形住宅 | 財形年金 | 非課税限度額 |
|------|------|------------------------|
| 加入 | 未加入 | 財形住宅で元利合計550万円 |
| 未加入 | 加入 | 財形年金で元利合計550万円 |
| 加入 | 加入 | 財形住宅と財形年金の合計で元利合計550万円 |

●一般財形貯蓄

使途を問わない貯蓄です。

財形住宅や財形年金とは異なり、利子に対する非課税措置はありません。

利子に対しては20.315%源泉分離課税されます。

各種財形貯蓄制度の概要 🌗

| 区分 | 財形住宅 | 財形年金 | 一般財形 | | | | |
|--------------------|--|---|--|--|--|--|--|
| 貯蓄の目的 | 自己居住用の住宅取得や、自己所有の 住宅の増改築等のための資金づくりを 目的とした貯蓄。住宅取得等のために 充てることを条件として、積立金から 生じる利子等が非課税扱いとなる。 | 積立した残高を、60歳以降の日から 5年以上20年未満の期間で、年金形 式で受取ることを目的とした貯蓄。 積立金から生じる利子等の非課税措 置が、勤労者でなくなった退職後も 年金受取終了時まで継続される。 | 目的が自由で、一部払出もできる便 利な貯蓄制度。 | | | | |
| 対 象 者 | 広島市の職員で、募集年度の1 (ただし、週20時間未満の会 | 計年度任用職員は除く。) | 広島市の職員で年齢制限なし。(会計 年度任用職員については同左) | | | | |
| 加入件数 | | 人1契約(3種類とも異なった金融機 | | | | | |
| 積立期間 | 原則として5年以上。ただし5年以内でも、自己の居住用の住宅取得や居住宅の増改築等費用に充当するためであれば払出可能。 | | 原則として3年以上。 (積立期間が1年経過後、一部払出 可能。) | | | | |
| 積立の中断 | 1回につき2年未満の積立中断が可能。 措置はなくなり、課税扱いとなる。(中 | | 制限なし。 | | | | |
| 払出の要件 | 非課税扱いで払出しができる要件。 ①取得・増改築等する住宅が、自己の名義であること及びその住宅が居住用であること。(住民票の住所と一致すること。) ②床面積が50㎡以上240㎡以下であること。 ③取得した住宅が中古の場合、取得前20年以内(耐火構造であれば25年以内)に建築されたこと。 ④増改築等の場合は、費用が75万円を超えていること。 上記以外の払出し(払出要件に該当しなら過去5年以内に支払われた利子に、20 | | 使途目的は問わない。ただし、積立 開始から1年以内の払出しは不可。 1年未満の払出しは解約扱い。 | | | | |
| 払出の方法 | 払戻請求書に記入・押印のうえ、福利認の月末(末日が休日の場合は翌営業日) 住宅取得等後に払出す方法 1提出書類 ①住宅の登記簿謄本の写し ②売買契約書等の写し ③住民票 ※増改築等の場合、さらに建築確認通知書の写し、検査済書の写し又は増改築等工事証明書の写し、検査済書の写し又は増改条等工事証明書の写しが必要。 2 払出金額 住宅取得等の額以下の金額 住宅取得等前に払出す方法 1提出書類:売買契約書の写し、工事請負契約書の写し又は契約締結予定通知書 2 払出金額:貯蓄金額の90%又は住宅取得後の額のいずれか低い額以下の金額 ※貯蓄金額の90%を払出した場合、住宅取得等後に 生宅取得等に払出す方法 で記載されている契約書以外の書類を提出し、残額を払出す。 ※指定した金額の払出しは不可。 | | | | | | |
| 税制 | 元利合計550万円まで非課税。(財形年金併用の場合は合わせて550万円まで。) | 元利合計550万円まで非課税。(財形住宅併用の場合は合わせて550万円まで。) ※退職後も年金受取終了時まで非課税措置の継続。 | 非課税措置なし。 (利子に対して20.315%の 源泉分離課税。) | | | | |
| 課税積立 | ・2年以上積立中断したとき。 ・非課税限度額(元利合計550万円まで)を超えたとき。 それ以降に生じる利子に対し、20.315%の源泉分離課税を適用(積立の継続は可能)。 | | | | | | |
| 積立金額 及び 積立方法 | ①毎月の給料から積立 ②毎月の給料と6月・12月の期末・勤勉手当からの積立(期末・勤勉手当のみの積立は不可) ※積立額は1,000円の整数倍で、1,000円以上100万円未満 ※上記以外の方法での積立は不可。 | | | | | | |

注)市立病院機構の職員(市派遣職員を除く)の方は、上表中の「広島市」を「市立病院機構」と読み替えてください。

各種財形貯蓄の種類・取扱金融機関一覧

| おおりません | 日夕 | 取扣 | 及財形和 | 重類 |
|------------|-------|----|------|----|
| 取扱金融機関 | 住宅 | 年金 | 一般 | |
| みずほ銀行 広島支店 | | 0 | 0 | 0 |
| 広島銀行 広島市役所 | 支店 | 0 | 0 | 0 |
| もみじ銀行 鷹野橋支 | 店 | 0 | 0 | 0 |
| 山陰合同銀行 広島支 | 店 | 0 | 0 | 0 |
| 中国銀行 広島支店 | | 0 | 0 | 0 |
| 山口銀行 広島支店 | 0 | 0 | 0 | |
| 広島信用金庫 本店 | 0 | 0 | 0 | |
| 呉信用金庫 本店 | 0 | 0 | 0 | |
| 広島県信用組合 本店 | 0 | 0 | 0 | |
| 広島市信用組合 本店 | 0 | 0 | 0 | |
| 中国労働金庫 本店 | | 0 | 0 | 0 |
| 安芸農業協同組合 本 | 店(※) | 0 | 0 | 0 |
| | 大手町支店 | 0 | 0 | 0 |
| 広島市農業協同組合 | 緑井支店 | 0 | 0 | 0 |
| | 安佐支店 | 0 | 0 | 0 |
| | 水内支店 | 0 | 0 | 0 |

| 15. 机 人 15. 18. 18. 47 | 取扱財形種類 | | | |
|------------------------|------------|-----|-----|--|
| 取扱金融機関名 | 住宅 | 年金 | 一般 | |
| 三井住友信託銀行(旧中央三井) 広島支店 | 0 | 0 | 0 | |
| 三菱UFJ信託銀行 広島支店 | 0 | 0 | 0 | |
| みずほ信託銀行 広島支店 | 0 | × | × | |
| 三井住友信託銀行(旧住友) 広島中央支店 | 0 | 0 | 0 | |
| 野村證券 広島支店(※) | | | | |
| SMBC日興証券 広島支店(※) | | | | |
| みずほ証券 広島支店 | 新規の受付はありま | | | |
| 岡三証券 広島支店 | せん。 | 既加入 | 者の変 | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 広島支店 | 更のみ受付けます。) | | | |
| もみじ銀行 紙屋町支店 | | | | |
| 西京銀行 広島支店(※) | | | | |

表中、「(※)」の金融機関については、市立病院 機構職員財形の取扱いはありません。

上記金融機関及び店舗以外では、広島市職員財形の取扱いはありません。

また、令和3年7月1日現在の利率・金融商品等については、9月1日号の厚生だよりに掲載します。

● 財形貯蓄の預貯金者保護

| 金融機関の種類 | 金融商品 | 保護機関 | 保護の内容 | |
|---|----------------|----------------|---|--|
| ・銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫 | ・定期預金 ・金銭信託 | 預金保険機構 | 1金融機関1預金者につき、元本1,000万円 とその元本にかかる利子が保護されます。 | |
| 農業協同組合 | 定期預金 | 農水産業協同組合貯金保険機構 | こての几本にハーハーの利丁ハート床設さればり。 | |
| ・公社債投資信託・利付金融債・国債等 | | 投資者保護基金 | 顧客1人につき1,000万円までが保護されます。 | |

【【 育児休業等取得者の継続適用特例制度 】

所定の手続を行うことで、引き続き利子等に対する非課税措置を受けながら、財形非課税貯蓄を継続できるようになります。

勤務先を通じた事前の手続きが必要です。

育児休業等を取得する方が育児休業等期間中の払込を中断するためには、育児休業等の開始日までに勤務先を通じて、契約している金融機関に所定の申告書等を提出する必要があります。

職場復帰直後の払込再開が必要です。

職場復帰後、最初に払込を行うべき日(毎月払込の方であれば、原則、職場復帰後最初の給与支払日)に払込を再開していただくことが必要です。

(再開されない場合、非課税措置の適用は受けられなくなります。)

詳しくは厚生労働省のWEBサイト(「育児休業等取得者の継続適用特例制度」で検索)をご覧ください。(リーフレットが開きます。)

公務員賠償責任保険募集のお知らせ!!

互 助 会

☎ Ø 81 – 2358 ☎ 504 – 2063

募集期間 令和3年8月19日(木)~9月3日(金)

【 内 容 】

公務に起因する住民訴訟または民事訴訟が起きた場合 の裁判費用等を補償します。

- ※補償対象とならない訴訟もあります。
- ※加入は年1度です。

【 保険期間 】

令和3年10月1日から1年間となります。 (以後毎年自動更新)

【 加入対象者 】

一部補償の対象とならない職種があります。

【 取扱保険会社 】

あいおいニッセイ同和損害保険(株)と日新火災海上保険 (株)の2社の商品を取扱います。

■ 保険料控除

保険料の給与引去りは、年1回12月給与で控除します。

- ※ 保険内容等の詳細については、8月19日配付のパンフレットでご確認ください。
- ※ 広島市を退職後、再度互助会員になられた方で、申込みを希望される場合は、新規申込みが必要となりますのでご注意ください。

ニコニコ(2525)過ごそう! 毎月25日はメンタルヘルス推進日^^

福利課

☎ № 81-2365-2374-2375 **☎ 504-2062**

毎月25日のメンタルヘルス推進日には、ご自身の心身の健康状態を振り返りつつ、セルフケアを心がけましょう。 メンタルヘルス推進日には、庁内LAN掲示板等を通じて各種相談窓口等(本誌にも掲載)の情報発信を行います。

276

○ ココロをラクにするコツ - ホウレンソウをこまめに! - ○

「ホウ(報告)・レン(連絡)・ソウ(相談)」は、仕事を円滑に進めるための基本ルール

報告:自分の仕事がどんな進行状況かを自分からこまめに伝えること。

連絡:周りに知らせておいた方がいいと思われる情報を自分から伝えること。

相談:自分だけで判断できない案件やトラブルを上司等に相談し、指示を仰ぐこと。

できるだけこまめに ホウレンソウ!

忙しいときほど ホウレンソウ! 上司から部下にも ホウレンソウ!

チームワークの良い職場には こまめな上下双方からのホウレンソウがあります。

公費負担医療費受給者証の写し を提出してください!

職員共済組合

☎ Ø 81 – 2373 ☎ 504 – 2062

職員共済組合では、医療費の公費負担医療費受給者証をお持ちの方に、受給者証の写しを提出していただき、それに基づいて高額療養費・附加給付の支給及び「医療費のお知らせ」の発行を行っています。

受給対象者の方は、医療費受給者証の写しに所属・職員番号・氏名を記入のうえ、職員共済組合までご提出ください。(**受給資格喪失の場合もご連絡ください**。)各自治体の対象年齢が拡大されています。再度確認をお願いします。

提出が必要な受給者証:〇こども医療費受給者証

○乳幼児等医療費受給者証

○重度障害者医療費受給者証

○ひとり親家庭等医療費受給者証

○肝炎治療受給者証

育児休業期間を変更された広島市職員共済組合員の方へお願い

職員共済組合

四例81-2362 **四**504-2061

育児休業中に育児休業期間を変更された組合員の方は、人事担当課を経由して次の書類を職員共済組合に提出してください。

- 1 育児休業手当金請求(変更請求)書
- 2 育児休業等掛金免除申出(変更申出)書
- 3 育児休業承認書(写し)又は、辞令書(写し)
- 4 証明願(市長部局の場合のみ)
- ※ 育児休業期間を変更された時点で、育児休業手当金の支給が終了している方は、育児休業手当金請求(変更 請求)書の提出は不要です。

育児休業中の育児休業手当金の支給、育児休業掛金免除は、本人の申請により行います。そのため育児休業期間を変更されたことにより、手当金の支給期間や掛金免除期間に変更がある場合は申請が必要になります。

原爆死没公務員追悼式参列の自粛について

福利課

四例81-2352 **四**504-2060

原爆死没公務員追悼式は、昭和41年から職員の皆様に御参列いただき 挙行していますが、今年の式典については、新型コロナウイルス感染症 の拡大防止を図るため、昨年に引き続き規模を縮小した上で挙行いたし ます。

このため、限られた席数の中で、できるだけ多くの御遺族・御来賓の 方などに御参列いただけるよう、一般の職員席は設けませんので、参列 の自粛について御協力をお願いいたします。



令和3年度広島市職員総合体育祭及び広島市職員総合文化祭の中止について

互助会

☎**⊘**81-2351 ☎504-2060

今年度、予定していた「広島市職員総合体育祭及び広島市職員総合文化祭」については、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、職員の健康と安全などを考慮し、やむを得ず中止にすることとします。

令和3年9月1日から「互助会給付金等支給通知書」の送付を廃止します

互 助 会

☎ Ø81-2358 ☎504-2063

互助会では、会員の慶弔等の給付金を支払いする場合に、**互助会給付金等支給通知書**を送付していましたが、業務効率化と経費節減のため、令和3年9月1日から廃止させていただきます。

なお、永年会員祝金及び定年退職せん別金(非常勤会員を除く。)につきましては、これまでどおり互助 会給付金等支払通知書を送付します。

今後、給付金の入金は、お手数ですが通帳記帳により御確認ください。なお、通帳には "**ヒロシマゴジヨカイ**" と記帳されます。

給付金申請の際は、解約口座でないことを確認してください。

現在登録されている口座を変更される場合は、互助会公式ウェブサイト又は庁内LANの「口座登録届」に入力又は記入の上、互助会に提出してください。

・互助会公式ウェブサイト(https://hgojyokai.or.jp)

福利厚生制度の紹介 → 福利厚生の手引き → 口座登録届

職員共済組合 新監事が決まりました

職員共済組合

四例81-2361 **四**504-2061

6月28日開催の職員共済組合の組合会において、新しい監事が次のとおり決まりました。

監事 加藤 貴之 (消防局職員課長)



笑顔でヘルシーダイヤル 鷽

「急病」の時や「今すぐ相談したい」時、年中無休で24時間対応の電話健康相談(通話料無料)をご利用ください。専門のスタッフが即時相談に応じます。(携帯電話からの相談も可能です。)

また、WEB相談もできますのでご利用ください。

●電話の場合

【職員共済組合員の方】

下記のフリーダイヤルにおかけいただき、電話がつながりましたら、「職員 共済組合員」又は「職員共済組合員の 被扶養者」であることを伝え、ご相談 ください。

フリーダイヤル 0120-151-003 【上記以外の広島市職員の方】

下記のフリーダイヤルにおかけいただき、電話がつながりましたら、「広島市職員」又は「広島市職員の被扶養者」であることを伝え、ご相談ください。フリーダイヤル 0120-151-922

●WEB相談の場合

笑顔でヘルシーダイヤルのホーム ページ (http://www.healthy-hotline.com/) にログインし、相談する。

※ログインには所定のIDが必要です。

【職員共済組合員の方のID】

hs32340317

【上記以外の広島市職員の方のID】 hs01340017



携帯電話版ホームページQRコード(注)

(注)携帯電話から相談しても無料ですが、 携帯電話版ホームページ接続にかかる 通信料等は自己負担となります。

障害者である職員の 合理的配慮についての相談

人事課で、障害のある職員の合理的配 慮についての相談を受け付けています。 【電話番号】082-504-2050(内線2395) 【電子メールアドレス(専用)】

hairyo-soudan@city.hiroshima.lg.jp 【相談方法】電話、電子メール、面接等

ハラスメントに関する相談 🗇

働きやすい職場環境を実現するため には、勇気を出して相談するなど行動 することが大切です。

「パワー・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」、「妊娠、出産、育児 又は介護に関するハラスメント」についての相談・苦情を受け付けています。

各局・区等に相談員を配置しています(全庁資料室参照)。次の相談員に 相談することもできます。

【男性相談員(人事課服務担当課長)】 m-harassment@city.hiroshima.lg.jp 504-2049 (直通) 又は内線2319 【女性相談員(福利課職員健康管理担当課長)】 f-harassment@city.hiroshima.lg.jp 504-2059 (直通) 又は内線2370 【男性相談員(人事課長)】 504-2048 (直通) 又は内線2310

健康相談室



☎240-2425【直通】

「職場の人間関係が上手くいかない」 「家庭の悩み事で仕事に集中できない」 などの悩みについて、相談員が親身に なって相談にのります。

本人、家族、同僚などどなたからの 相談でも結構です。ご希望に応じて、 カウンセラーとの対面相談の日時を決 定します。

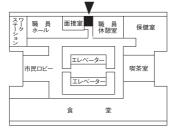
【相談受付】

月~金曜日

午前10時~午後3時30分

(相談は午後4時まで行います。時間 外は留守番電話になっています。)

本庁舎16階健康相談室



ヒーリングCD貸出のお知らせ

リラクセーション効果のあるCDを 本庁舎16階健康相談室で貸し出して います。

まず、電話で在庫の確認と予約をお願いします。

〈プライバシーは守られます〉

健康相談

闹

産業医・保健師が、心と体の健康相 談を行っています。

【産業医】

504-2679 (直通) 又は内線2378 504-2681 (直通) 又は内線2376 504-2682 (直通) 又は内線2368

【保健師】

504-2062 (直通)

又は内線2365・2374・2375

- ●相談内容によっては面接相談を行います。
- ●禁煙相談も可能ですので、ぜひご相 談ください。あわせて福利課HP 「職員の禁煙の推進について」もご 覧ください。

なやみごと相談



☎223-7470【直通】

専門のカウンセラーによる、なやみごと相談を行っています。家庭の悩みごとや職場の人間関係、セクハラなど、こころの健康問題について相談やカウンセリングを行います。

【相談予約】

月~金曜日(祝日を除く。) 午前10時~午後4時30分

【相談時間】

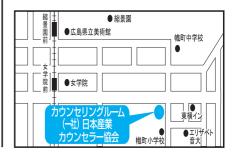
午前10時~午後8時 (土日祝日も含む毎日)

【相談方法】

あらかじめ、相談日時を電話で予約 し、相談場所で面接の方法により行い ます。電話予約の際は、必ず「広島市 の職員又は家族」で、「なやみごとの相 談の予約」であることを告げてくださ い。

【相談場所】

中区幟町3-1第三山県ビル5階 (一社)日本産業カウンセラー協会





August

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-------------------|---------------------------|--|---|---|--|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 (乗9月分コテージ湯の山利用 抽選 (乗8月分普通・特別貸付申込 締切 | 6 | 7 |
| 8 (山の日) | (振替休日) | 10 (果各種給付金締切 (果貸付金繰上償還申込締切 ②広響定期演奏会抽選申込締 切 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 圖財形貯蓄8月分払戻請求締切 | 17 | 18 | 19 | 20 (東9月分住宅貸付申込締切 (東8月分育児·介護休業手当 金請求締切 | 21 |
| 22 | 23 無貸付金繰上償還振込期限 | 24 | 25 (************************************ | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31 (単10月分コテージ湯の山利用 抽選申込期限 (乗8月分音通・特別、7月分 住宅貸付日 | | | | |

互 互助会 供職員共済組合 福福利課

日侧受付

(中断・再開) 翌月給与より

※事務局へのご連絡の際には、ダイヤルイン又は本庁内線電話番号をご利用ください。

せください。

配布部数の変更は毎月10日までにお知ら

| 力的文的 | | | 締切・振込日が土・日・休日に重なった場合は変更になります。 | | | | | |
|------------------------------|-------------------|--------------------|-----------------------------------|--|--|--|-----------------------------------|--|
| | 互 助 会 | | 職員共済組合 | | | | | |
| ダイヤルイン 504-2063(福利係) | | | ダイヤルイン 504-2061(庶務係) 本庁内線 2362 | | ダイヤルイン 504-2062(保健医療係) | | | |
| 給 付 (本庁内線2358 火災共済(加入) | | 20日 翌月20日 随時 | 普通貸付特別貸付住宅貸付 | 締切 貸付 締切 | 5日 末日 20日 | 各種給付金 (本庁内線2371~2373) | 締切 10日 支払 翌月10日 | |
| (本庁内線2355・6 | | | 貸付金借用証 | 貸付 | 翌月末日 | コテージ湯の山 | 抽選申込締切は利用月の前々月末日 利用月の前月5日抽選・決定 | |
| 福利課 | | | 貸付金繰上價還 (一部城·鐵城) | 受付 10日まで 振込 23日まで 一部返済(1万円単位) 住宅貸付50万円以上 普通・特別貸付30万円以上 | | (本庁内線2372) 抽選日以後、先着順受付 配布部数の変更について | | |
| ダイヤルイン 504-2060又は本庁内線2357 | | | | | 全庁フォルダ内のファイルを直接修正で きない所属においては次の番号へ必要部 | | | |
| 財形払戻(解約・一部払出 | 締切) 支払 | 15日 末日 | 育児・介護 休業手当金 | 締切 支払 | 20日 翌月25日 | 数をお知らせください。 福利課厚生係(互助会管理係) 082-504-2060(内線81-2352) | | |
| 財形積立 | 締切) 翌月給与より | 15日 | | | | | | |

※ 「市立病院機構」職員の財形貯蓄に関する手続きは、

市立病院機構本部事務局経営管理課 ダイヤルイン 569-7816 まで!!